

岩見沢市
避難行動要支援者の避難支援全体計画

令和8年6月
岩見沢市

目 次

第1章 総則

- 1 全体計画の基本的な考え方と目的 1
- 2 全体計画の位置付け 1
- 3 避難行動要支援者の避難支援に関する計画の構成 2

第2章 避難行動要支援者

- 1 避難行動要支援者の要件 3

第3章 避難支援等関係者及び避難行動要支援者名簿等の作成・管理

- 1 避難支援等関係者 4
- 2 避難行動要支援者名簿の作成 4
- 3 要支援者名簿の提供に関する同意確認 5
- 4 避難支援等関係者への要支援者名簿の提供 5
- 5 災害時の情報提供 5
- 6 情報の更新・共有 6

第4章 避難支援体制

- 1 支援体制の整備 7
- 2 市及び避難支援等関係者の役割 7

第5章 個別避難計画作成に係る調査

- 1 個別避難計画作成に係る調査 9

第6章 避難支援の優先度の設定

- 1 避難支援の優先度の設定 10

第7章 個別避難計画の作成

- 1 個別避難計画の作成 11

第8章 情報伝達等

- 1 避難情報の発表 12
- 2 情報伝達手段 13

第9章 安否確認及び避難誘導

- 1 安否確認の方法 15
- 2 避難誘導の手段・経路等 15

第10章 避難所における支援

- | | |
|-----------------|----|
| 1 避難所における支援方法 | 16 |
| 2 避難所運営における留意事項 | 16 |
| 3 福祉避難所の確保 | 16 |

第11章 災害に強いまちづくりの推進

- | | |
|----------------------------|----|
| 1 避難行動要支援者支援に関する防災知識の普及・啓発 | 18 |
| 2 避難支援訓練の実施 | 18 |
| 3 避難支援資機材の整備 | 19 |
| 4 避難行動要支援者自身の備え | 19 |

【様式】

- <様式1> 避難行動要支援者名簿
- <様式2> 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）
- <様式3> 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成に係る同意書
- <様式4> 個別避難計画に係る調査票
- <様式5-1> 避難行動要支援者の確認票（町会長用）
- <様式5-2> 避難行動要支援者の確認票（民生委員用）
- <様式6> 個別避難計画
- <様式7> 同意者名簿等受領書

第1章 総則

1 全体計画の基本的な考え方と目的

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の避難支援を行うためには、各地域において日頃から高齢者や障がい者など避難支援を必要とする人を把握し、災害時等における具体的な支援方法を決めておくなど、適切かつ迅速に支援することができるよう、その取り組みを整備しておくことが必要です。

この避難行動要支援者の避難支援全体計画（以下、「全体計画」という。）は、避難行動要支援者への避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、「避難支援等」という。）を適切かつ円滑に実施するとともに、迅速かつ的確な避難支援体制を整備することにより、避難行動要支援者の安全安心の確保を図ることを目的とします。

2 全体計画の位置付け

この全体計画は、地域福祉推進の重要な役割を担う「共助」と行政が主として行う「公助」の役割を明確にし、岩見沢市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）の「避難行動要支援者対策計画」を具体化するものです。

また、この全体計画で想定する災害は、局地的な大雨や台風等による風水害、土砂災害や地震災害とし、その他の災害又は危機事象等においても、この全体計画に準じた対応を実施するものです。

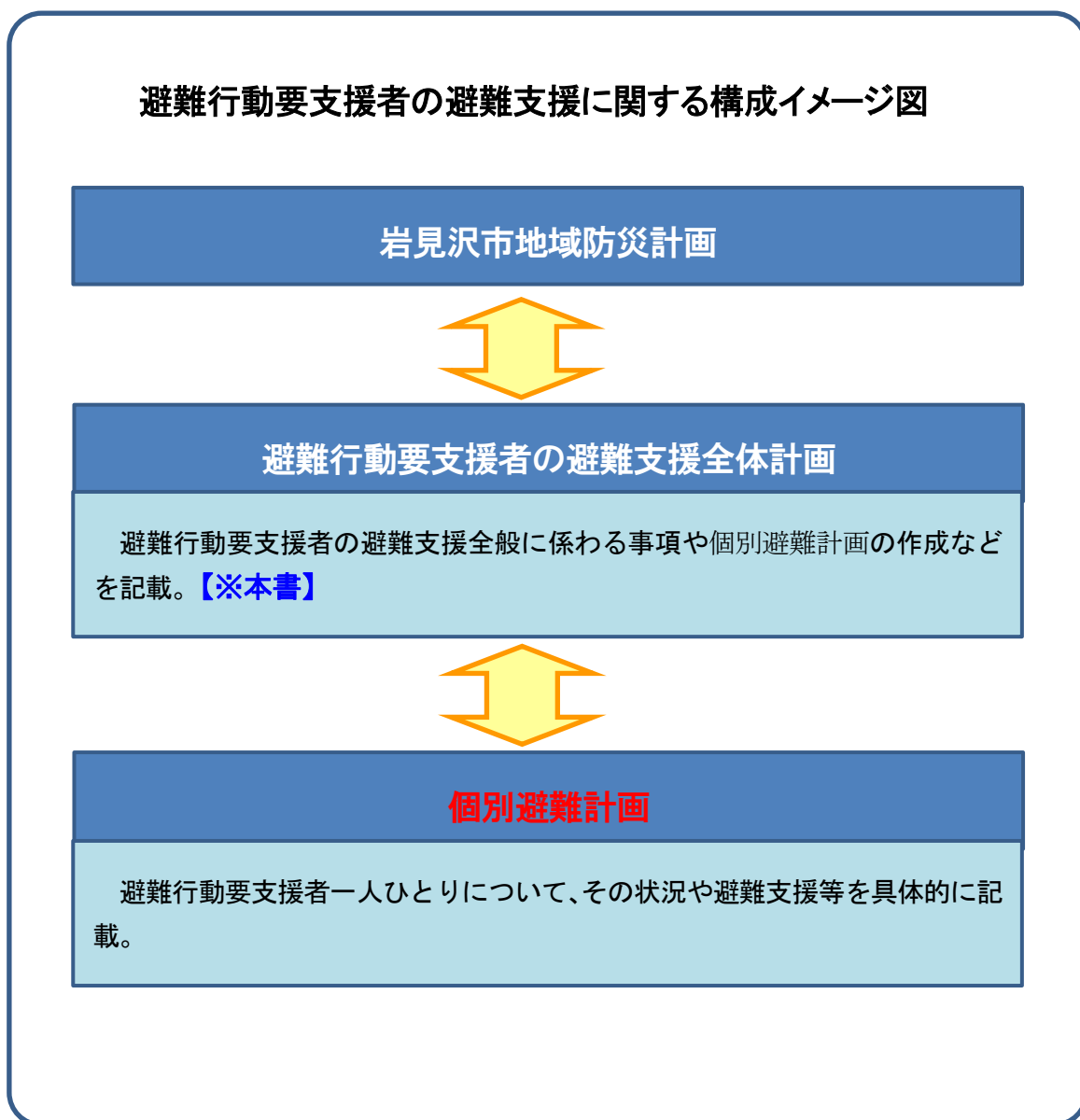
3 避難行動要支援者の避難支援に関する計画の構成

避難行動要支援者の避難支援等の取り組みは、地域防災計画で定めるとともに、具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりの支援計画を定めた個別避難計画により構成します。

「全体計画」とは本書のことを指し、ここでは避難行動要支援者の避難支援全般に係わる事項や災害時における避難支援等を実効性のあるものとするための個別避難計画の作成等について定めるものとします。

「個別避難計画」とは避難行動要支援者一人ひとりについて、その状況や避難支援等を具体的に示したものです。

避難行動要支援者の避難支援に関する構成イメージ図



第2章 避難行動要支援者

1 避難行動要支援者の要件

避難行動要支援者とは、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者）のうち、「災害時に自ら避難することが困難で避難に支援を要する者」のことを言い、次の要件に掲げる在宅の者としてします。

(1) 高齢者

- ① 75歳以上の一人暮らしの高齢者
- ② 75歳以上の高齢者のみの世帯
- ③ 緊急通報サービス助成を受けている者

(2) 要介護認定者

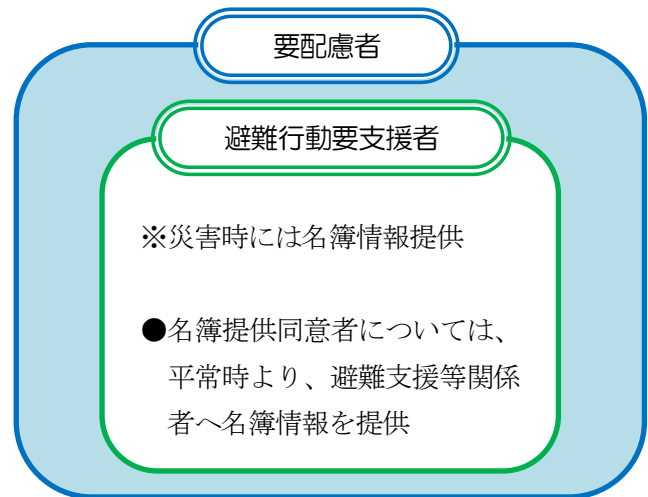
- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者

(3) 障がい者

- ① 身体障がい者
 - ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者
- ② 知的障がい者
 - ・ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、重度の知的障がい者（A）と判定された者
- ③ 精神障がい者
 - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条の表の1級に該当する者

(4) その他の者

- ・ 上記の該当者以外の者であっても、災害時において避難支援が必要と認められる者で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者



第3章 避難支援等関係者及び避難行動要支援者名簿等の作成・管理

1 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）は、次の者とします。

- ①岩見沢地区消防事務組合
- ②岩見沢警察署
- ③民生委員
- ④岩見沢市社会福祉協議会
- ⑤自主防災組織
- ⑥町会又は自治会
- ⑦その他避難支援等関係者として市長が認める者

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者情報の収集

市は、避難行動要支援者名簿（以下、「要支援者名簿」という。）を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、要介護高齢者や障がい者など関係部課で把握している情報を集約するものとします。

また、市が把握していない情報で要支援者名簿の作成のために必要があるときは、関係機関の協力を得るなど、必要な情報の収集に努めるものとします。

(2) 要支援者名簿作成・保管

市は、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる要支援者名簿を作成、保管するものとします。

なお、要支援者名簿の作成及び保管は、防災担当部局及び福祉担当部局とします。

(3) 記載事項

避難行動要支援者名簿 ＜様式1＞ に記載する避難行動要支援者の情報は、次のとおりです。

- ① 支援優先度
- ② 浸水深
- ③ 土砂災害警戒区域
- ④ 町会・自治会
- ⑤ 氏名
- ⑥ 性別
- ⑦ 年齢
- ⑧ 住所又は居所
- ⑨ 電話番号その他の連絡先
- ⑩ 要件区分
- ⑪ 備考

3 要支援者名簿の提供に関する同意確認

市は、要支援者名簿に基づく避難行動要支援者に対して、制度の内容を周知するとともに、平常時から避難支援等関係者へ情報提供することについての理解を得るため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に係る同意書 <様式3>により同意確認を行うものとします。

また、避難行動要支援者に対する同意確認を得る際には、次の点について周知し、理解を得るものとします。

- ① 災害時においては、避難行動要支援者の対象であっても、自助が必要不可欠であること。
- ② 避難支援等は、避難支援等関係者及び地域において避難支援等の協力を行う者・団体（以下、「地域支援者」という。）の安全確保が前提となるため、避難の支援が遅れたり、困難となる場合もあること。

4 避難支援等関係者への要支援者名簿の提供

市は、情報提供することについて同意を得た避難行動要支援者の情報を集約した、避難行動要支援者名簿（同意者名簿）<様式2>（以下、「同意者名簿」という。）を作成・保管し、平常時より避難支援等関係者へ同意者名簿を提供します。

同意者名簿に記載する情報は、<様式2>のとおりとし、同意者名簿の提供は電子データではなく、紙媒体によるものとします。また、民生委員、自主防災組織及び町会・自治会への同意者名簿の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域に限るものとします。

市は、同意者名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう次のことについて指導します。

- (1) 平常時は避難行動要支援者の把握、災害時は迅速な避難支援等を行うことを利用の目的とすること。
- (2) 同意者名簿の提供を受ける者は、正当な理由なく、当該同意者名簿に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らさないこと。また、同意者名簿の受領にあたっては、「同意者名簿等受領書」<様式7>を市に提出すること。
- (3) 同意者名簿は、厳重に管理すること。
- (4) 目的外使用及び必要以上の複写等をしないこと。
- (5) 同意者名簿の利用の必要がなくなったときは、すみやかに市に返却すること。

5 災害時の情報提供

要支援者名簿を保管する福祉担当部局及び防災担当部局は、災害時において避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために要支援者名簿の提供が必要であると認めるときは、本人同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者及び救出活動等を行う者などに対して要支援者名簿の情報を提供できるものとします。

6 情報の更新・共有

(1) 情報の更新

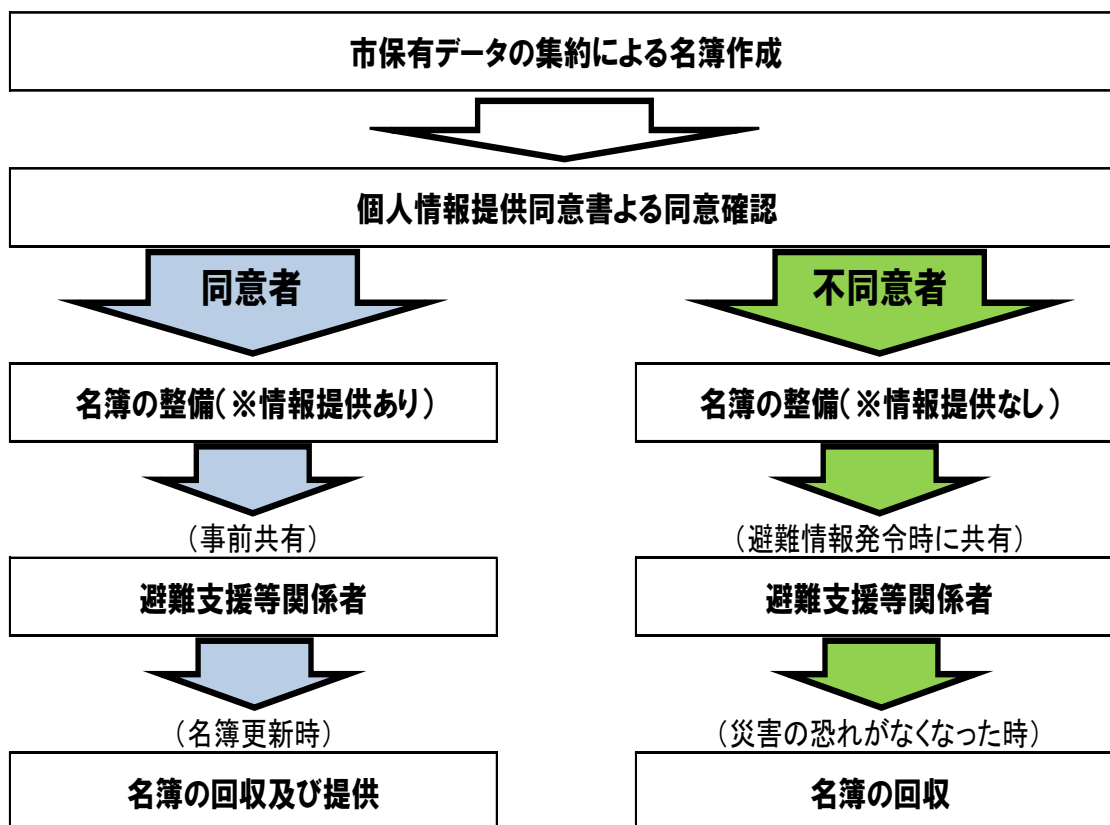
市は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するため、年1回、10月1日を基準日として要支援者名簿の更新を行うものとします。

また、要支援者名簿に記載されている対象者の状況の変化を把握した場合は、修正を行うなど適正な状態で管理するよう努めるものとします。

(2) 情報の共有

要支援者名簿の更新のほか、避難支援等関係者の協力により、同意者名簿に変更があった場合、市は避難支援等関係者と情報の共有を図ることとします。

【名簿の作成から提供までのイメージ図】



第4章 避難支援体制

1 支援体制の整備

(1) 市における避難支援体制の整備

市は、この全体計画の円滑な運用を図るため、防災担当部局と福祉担当部局が連携して避難行動要支援者の避難支援のための業務を推進するものとします。

このため防災担当部局と福祉担当部局は、平常時より要支援者名簿や個別避難計画の作成や管理、一般の避難所では対応が困難な避難行動要支援者を収容できる避難所（以下、「福祉避難所」という。）の確保、人材の育成・啓発・訓練、避難行動要支援者自身からの相談のほか、災害時には情報の収集・伝達や必要な避難支援等が実施できる体制の整備に努めることとします。

(2) 地域における避難支援体制の整備

民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、町会・自治会等の避難支援等関係者は、日頃から地域の避難行動要支援者の所在や状態について把握するとともに、地域の支援ネットワークづくりを推進し、災害時には協力して避難行動要支援者の避難支援が実施できる体制の整備に努めることとします。

2 市及び避難支援等関係者の役割

(1) 市の役割

- ① 避難行動要支援者の把握
- ② 避難行動要支援者の避難支援優先度の決定・調査
- ③ 避難支援優先度の決定に関する避難支援等関係者との調整
- ④ 要支援者名簿と個別避難計画の作成・管理
- ⑤ 災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
- ⑥ 避難支援等関係者との協力関係の構築及び連絡体制の確立
- ⑦ 一般の指定避難所における避難行動要支援者に配慮した設備の改善
- ⑧ 福祉避難所の確保
- ⑨ 自主防災組織の結成促進，地域防災力強化のための資機材の整備
- ⑩ 避難行動要支援者の避難支援に関する知識の普及啓発
- ⑪ 避難行動要支援者の避難支援を盛り込んだ防災訓練の企画・実施
- ⑫ 避難情報の発表及び伝達
- ⑬ 災害時における避難行動要支援者の避難支援等
- ⑭ 災害時における避難行動要支援者の避難状況の把握
- ⑮ 避難所における避難行動要支援者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言

(2) 岩見沢地区消防事務組合、岩見沢警察署の役割

- ① 災害時における避難情報の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ② 災害時における避難誘導の支援及び救助

(3) 民生委員の役割

- ① 避難行動要支援者の把握及び調査への協力
- ② 個別避難計画作成への働きかけ
- ③ 個別避難計画作成に係る協力
- ④ 災害時における避難情報の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑤ 災害時における避難誘導の支援への協力

(4) 岩見沢市社会福祉協議会の役割

- ① 避難行動要支援者を把握するための調査への協力
- ② 個別避難計画作成への働きかけ
- ③ 個別避難計画作成に係る協力
- ④ 支援組織との協力関係の構築及び連絡調整
- ⑤ 災害時における避難行動要支援者の安否確認への協力
- ⑥ 避難行動要支援者への支援を行うボランティアの受入、派遣調整

(5) 自主防災組織、町会・自治会の役割

- ① 避難行動要支援者の把握及び調査への協力
- ② 個別避難計画作成への働きかけ
- ③ 個別避難計画作成に係る協力
- ④ 災害時における避難情報の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑤ 災害時における避難誘導の支援

第5章 個別避難計画作成に係る調査

1 個別避難計画作成にかかる調査

(1) 個別避難計画作成に係る調査の実施

市は、避難行動要支援者の個別避難計画及び同意者名簿を作成するため、避難行動要支援者ごとの心身の状況や支援者の有無、避難方法等を調査します。

(2) 調査方法

避難行動要支援者に対して、平常時から避難支援等関係者へ情報提供することについての理解を得るため、＜様式3＞により同意確認を行います。

同意者は、個別避難計画作成に係る調査票＜様式4＞（以下、「調査票」という。）を作成し、市に提出します。

(3) 調査事項

調査票により、調査を行う事項は、＜様式4＞のとおりとします。

(4) 情報の集約

市は、避難行動要支援者より提出された調査票を集約し、集約した内容を基に個別避難計画及び同意者名簿の作成を行います。

第6章 避難支援の優先度の設定

1 避難支援の優先度の設定

(1) 避難支援の優先度の設定

同意者の中でも、真に避難支援が必要な者を判断するため、調査票に基づく情報、町会・自治会及び民生委員への調査を基として、避難支援の優先度を設定し、災害時において支援する者・団体の負担を軽減するとともに、避難支援の効率化を図ります。

(2) 避難支援の優先度の種類

同意者における避難支援の優先度は、調査票に基づく情報を基に、以下のとおり設定します。

① 優先度「高」

- ・自力で避難できない且つ近くに支援してくれる家族や友人・知人がいない者
- ・その他、市、町会・自治会及び民生委員が特に必要と判断した者

② 優先度「中」

- ・自力で避難できないが、近くに支援してくれる家族や友人・知人がいる者

③ 優先度「低」

- ・避難支援を必要としていない者
- ・自力で避難できる者

(3) 避難行動要支援者の避難支援に係る確認

(2)において、優先度「高」に該当した者について、避難行動要支援者の確認票 <様式5-1、5-2>により、町会・自治会長、民生委員に確認を行い、真に避難支援が必要かについて意見を伺う。この場合、避難支援が必要と判断された者は、優先度「高」に設定し、避難支援が不要と判断された者は、優先度「中」もしくは「低」に設定します。

なお、町会・自治会長、民生委員が支援できないもしくは判断できない者は、さらに、市担当部局等で確認を行います。

それでも判断できない者は、本人と面談するなどして支援者等の調整をし、優先度の設定を行います。

第7章 個別避難計画の作成

1 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画の作成

災害時に避難行動要支援者の避難支援等を迅速かつ適切に実施するため、第5章個別避難計画作成に係る調査及び第6章避難支援の優先度の設定において、集約した情報を基に、同意者一人ひとりについて、市が個別避難計画<様式6>を作成します。

(2) 記載事項

個別避難計画に記載する同意者の情報は、<様式6>のとおりとします。

(3) 個別避難計画の管理

市は、避難支援等関係者に個別避難計画を提供するとともに、避難支援等関係者が個別避難計画の適正な管理を行うよう、第3章の4「避難支援等関係者への要支援者名簿の提供」の(1)から(5)に準じ、指導します。

(4) 個別避難計画の更新

災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、個別避難計画の内容に変更が生じた場合、本人等からの変更の申出により、更新を行い適正な状態で管理するよう努めるものとします。

また、一度作成した個別避難計画は、作成から2年毎に更新を行うこととし、再度更新に係る調査を実施します。

第8章 情報伝達等

1 避難情報の発表

市は、災害時において、避難行動要支援者が避難行動を開始するための情報、又は地域支援者が避難行動要支援者への支援を開始するための情報として状況に応じ、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）を発令します。

避難情報の発表又は発令は地域防災計画に基づき、防災気象情報（洪水・大雨・土砂災害に関する情報）や河川洪水予報等の災害関連情報や避難行動に適切な時間帯等を総合的に判断して行います。

なお、避難途中での二次災害の防止にも配慮して、早期の発表又は発令を基本とします。

〈避難情報の発表又は発令の要件〉

警戒レベル	区分	発令時の状況	住民がとるべき行動
レベル3	高齢者等避難 (避難行動要支援者 避難情報)	今後、河川の氾濫や土砂災害など、災害が発生する恐れがある状況。	【危険な場所から高齢者等は避難】 高齢者等（避難に時間を要する人）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。高齢者等以外の人も必要に応じ、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
レベル4	避難指示	河川の氾濫や土砂災害など、災害が発生する恐れが高まっている状況。	【危険な場所から全員避難】 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※自宅の2階以上等が浸水しないことを確認でき、かつ、水や食料の確保が可能な場合は、屋内で安全を確保することも可能である。
レベル5	緊急安全確保	河川の氾濫や土砂災害など、既に災害が発生又は切迫している状況。	【命の危険 直ちに安全確保】 指定避難所等への避難がかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で本行動を安全にとることができるとは限らず、身の安全を確保できるとは限らない。

2 情報伝達手段

(1) 情報伝達体制の整備

① 市

災害時の情報等について、市は多様な手段を講じて伝達することとしています。

〈情報伝達手段一覧〉

情報伝達手段	音声	文字
広報車両による巡回広報	○	
緊急告知FMラジオによる放送	○	
放送事業者（テレビ、ラジオ等）からの緊急放送	○	○
防災FAX（町会連合会地区連絡協議会）による発信		○
岩見沢市メールサービスによる配信		○
市ホームページへの掲載		○
SNS（フェイスブック、X）による配信		○
緊急速報メール（エリアメール）による配信		○

災害時における避難情報や災害関連情報の伝達は上記の手段により行いますが、緊急時においては避難行動要支援者自身のみならず、その家族や地域支援者に対しても広く周知を図る必要があります。

また、災害時においては、避難支援等関係者に対しても迅速・確実に情報伝達する体制の整備に努めるとともに、多様な情報伝達手段を活用して情報を伝達するよう努めます。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難情報を伝えることも考慮します。

② 避難支援等関係者及び地域支援者

避難支援等関係者及び地域支援者は、日頃から気象情報等に注意をするとともに、市が提供する避難情報や災害関連情報を取得するため、情報収集体制を整備し、電話連絡網など情報伝達体制の整備に努めるものとします。

(2) 情報伝達の実施体制

① 市

市は、避難情報や災害関連情報を発表又は発令し、避難所を開設するときは、速やかに多様な情報伝達手段を活用して情報の提供、伝達を行うものとします。

また、市が作成した防災マップが住民に活用されるよう、各世帯への直接配布、転入者への窓口での配布、市ホームページへの掲載等を行うほか、日頃からの備えや避難時における心構えなどについて、避難行動要支援者・地域支援者を問わず住民への周知に努めるなど、防災意識の向上を図るものとします。

② 避難支援等関係者及び地域支援者

情報伝達を行う避難支援等関係者及び地域支援者は、市や防災関係機関が発表する災害情報を入手し、又は伝達を受けたときは、避難行動要支援者やその家族への連絡を試み、災害の状況を説明するとともに避難に対する心構えと準備を勧めるものとします。

また、避難情報が発表又は発令された場合は、速やかな避難を促すものとします。

第9章 安否確認及び避難誘導

1 安否確認の方法

(1) 安否情報の収集体制の整備

住民の生命、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合、市、避難支援等関係者及び地域支援者は、協力して迅速かつ的確に避難行動要支援者の安否確認を行うものとします。

① 市

市は、避難支援等関係者及び地域支援者による安否情報及び避難情報を集約するとともに、要支援者名簿を活用し、安否確認を行います。この場合において、安否未確認者があるときは、岩見沢警察署、岩見沢地区消防事務組合に安否確認を要請します。さらに、安否未確認者の中に、身体・生命に影響するような被害が予想される者があるときは、岩見沢警察署、岩見沢地区消防事務組合等と連携し救出活動の体制を整備するものとします。

② 避難支援等関係者及び地域支援者

避難支援等関係者は、関係する避難行動要支援者の安否について相互に協力して情報を交換できる体制を整備し、実施可能な範囲内で把握に努めるものとします。

地域支援者は、担当する避難行動要支援者の電話番号を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な安否確認の実施や、市の安否確認情報窓口への円滑な情報の提供に努めるものとします。

(2) 安否確認の実施

安否確認は、より正確な情報を収集するため、避難行動要支援者との面会や電話連絡などの直接的な方法によるものとし、避難支援等関係者及び地域支援者の連絡網等を最大限活用するなどして迅速に行うものとします。

また、避難支援等関係者及び地域支援者は、避難行動要支援者が消息不明の場合、災害対策本部の安否確認情報窓口連絡するものとします。

2 避難誘導の手段・経路等

避難情報が発令された場合、特に人的支援を要する避難行動要支援者については、個別避難計画に基づいて、避難支援等関係者や地域支援者が連携して避難誘導を行い、それ以外の避難行動要支援者については、近隣同士の日頃からのつながりにより、また同居の家族がいる場合は、家族が避難行動要支援者を避難させるよう努めるものとします。

避難経路の選定に当たっては、地震の際に倒壊の恐れのある場所や洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮するなど、安全な避難経路を選定するよう努めるものとします。

なお、避難行動要支援者が避難所等へ避難した際、避難支援等関係者及び地域支援者は避難所の責任者へ避難行動要支援者の引き継ぎを行うものとします。

第10章 避難所における支援

1 避難所における支援方法

(1) 避難所の開設

市は、災害時において、地域防災計画に定める基準に基づき速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整えるものとします。

(2) 避難所の環境整備

避難行動要支援者は、日常的に介護等の支援を必要とする場合が多く、避難所に指定されている施設においても介護・支援等が必要となるケースが予想されます。特に、避難所生活が長期化する場合には、介護・支援等の必要性が高まるものと考えられることから、市は、地域防災計画で指定する避難所について、避難行動要支援者の利用にも配慮した備蓄や環境整備に努めるものとします。

2 避難所運営における留意事項

(1) 避難所生活での配慮

① 救援物資の供給に関する配慮

市及び自主的な避難所運営組織は、避難所の運営や食料等の救援物資の配布については避難行動要支援者に配慮するよう努めるものとします。

② 情報提供での配慮

避難者への情報提供は、音声だけでなく掲示も併用するなど要配慮者の状況に配慮した対応に努めるものとします。

(2) 心のケア

被災によるショックや強い不安感、あるいは慣れない避難所生活の中では、身体の疲労やストレスの蓄積などによる体調への影響が懸念されます。

このようなことから、精神的な負担を軽減するため、ボランティアや地域の人たちからの話しかけにより、避難行動要支援者の理解・交流を深めることや、保健師等による健康相談、専門家などの協力を得るなど、心のケアに努めるものとします。

(3) 避難行動要支援者のニーズの把握

市は、避難所に避難している避難行動要支援者の福祉サービスの需要を把握するように努めるものとします。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所における対応

福祉避難所は、災害時において一般の避難所での避難生活が困難であり、特別な配慮を必要とする方を収容し、適切な支援を行うために開設する避難所です。

この福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。

(2) 福祉避難所の指定と利用

市は、一般の避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者のため、施設がバリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である施設を、あらかじめ福祉避難所として指定します。

市は、福祉避難所の確保に努めるものとし、その指定に当たっては、福祉避難所に適する施設等との間で、事前に災害時の体制や役割分担等について協議を行い、対応能力等を相互に確認した後、協定を締結するものとします。

また、指定した福祉避難所の利用に当たっては、受入可能状況を把握するとともに、当該施設の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分配慮するものとします。

なお、福祉避難所は、緊急避難的な場所の提供を目的とするものであり、通常当該施設から提供されるサービスの水準を期待するものではないため、特別のサービスを必要とする場合は緊急入所、ショートステイ等を活用するものとします。

第11章 災害に強いまちづくりの推進

1 避難行動要支援者支援に関する防災知識の普及・啓発

(1) 防災知識の普及・啓発

市は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者・地域支援者など市民に対し、災害時における基礎知識や避難行動要支援者の支援に関する取り組みの内容について、広報紙や市ホームページ等による周知に努め、防災意識の高揚を図るものとします。

(2) 防災マップの活用

市では、防災に関する情報と、大河川や中小河川がはん濫した際の浸水範囲や深さ、避難所などの情報を示した「洪水ハザードマップ」、集中豪雨等で市街地の側溝や下水を流れる内水が氾濫した箇所を示した「内水ハザードマップ」が一冊となった防災マップを作成しています。

岩見沢市の「洪水ハザードマップ」は、大きな河川を対象とした洪水ハザードマップと中小河川を対象とした洪水ハザードマップの2種類があります。

◆洪水ハザードマップ（大河川）の対象河川（10河川）

石狩川、幾春別川、夕張川、旧美唄川、美唄川、産化美唄川、須部都川、幌向川、利根別川、東利根別川

◆洪水ハザードマップ（中小河川）の対象河川（34河川）

南利根別川、ポントネ川、高木川、志文川、旧幾春別川、ダルミ川、旧幌向川、東川、野々沢川、志文三の沢川、市来知川、大願川、第一幹川、清真布川、最上川、加茂川、鈴木の沢川、由良川、佐々木の沢川、茂世丑川、千代谷川、上幌川、板東川、二の沢川、上幌一の沢川、美流渡一の沢川、マップ川、シコロ沢川、毛陽川、界川、ポンポロムイ川、二号川、東利根別川、幌向川

避難支援等関係者及び地域支援者は、市が作成した洪水ハザードマップを自らの活動及び避難行動要支援者の支援のために活用するものとします。

また、それぞれの地域又は担当区域ごとに、日頃の見守りや支援の対象となる避難行動要支援者について洪水ハザードマップ上で確認するとともに、特に注意すべき区域に居住する避難行動要支援者の把握に努め、災害時における迅速な避難行動につなげるものとします。

(3) 緊急通報サービスへの助成

市は、在宅の高齢者や障がい者の急病や災害時における迅速な救護体制の確保など、日常生活上の安全と精神的な不安を解消するため、民間の緊急通報サービスの利用料を一部助成するものとします。

2 避難支援訓練の実施

市は、災害時における避難行動要支援者の支援に関する意識を高めるため、防災訓練に避難行動要支援者の特性を考慮した内容を盛り込むとともに、避難支援等関係者と協力、連携してより実践的な避難支援訓練の実施に努めるものとします。

3 避難支援資機材の整備

自主防災組織は、地域における防災力向上と避難体制の整備に当たっては、避難行動要支援者の避難支援も考慮しながら防災資機材の充実に努めるものとします。

4 避難行動要支援者自身の備え

(1) 避難行動要支援者自身の心構えと準備

災害時には、避難行動要支援者自身も地域支援者からの救出を待つだけではなく、基本的には「自分の身は自分で守る」という心構えが必要です。

このため、日頃から、避難時の非常持出し品として食料、飲料水、常備薬・救急セット等をバッグや袋にまとめて準備しておきましょう。また、自身の健康状態、状況に応じた必需品を非常持出し品として袋に入れておいたり、地域支援者に伝えておくことも迅速な避難に効果的です。

(2) 隣近所や避難支援等関係者等との交流

避難行動要支援者は、地区の民生委員、自主防災組織のリーダー等を把握し、連絡方法を準備しておきましょう。

また、災害時には近隣住民同士の助け合いの「共助」が大切です。そのためには、日頃から隣近所などと日頃から積極的にコミュニケーションを図るなど、災害時の協力が得られやすい環境を作るよう心がけましょう。

(3) 支援に関する意思表示

災害時には、自分がどのような支援を必要としているかを的確に伝え、理解してもらう必要があります。例えば、常に薬を服用する必要がある避難行動要支援者は、常備薬やかかりつけの医療機関、緊急連絡先等を記したものを準備しておくなど、自分の身を守るために必要な情報を確実に地域支援者に提供できるようにしておきましょう。

(4) 避難経路及び避難所の確認

避難行動要支援者は、自宅から避難所までの複数の経路を一人で又は地域支援者とともに歩いてみるなど、注意すべき場所や目印となる物を知っておくようにしましょう。

(5) 早期の自主避難

台風など風水害は、気象情報により予測ができたり、災害の発生までに一定時間の余裕があるため、自ら行動を起すことのできる避難行動要支援者は、可能な限り早期に安全な親族や知人宅などに自主的に避難しておくよう努めましょう。

そのため、日頃からこうした事態を想定した行動を決めておくことが重要です。

避難行動要支援者名簿及び 個別避難計画の作成に係る同意書

私は、下記に掲げる項目について、
(該当する方に☑をつけてください。)

同意します

同意しません

今後、本案内は不要

記

- ・ 岩見沢市が個別避難計画作成に係る調査票に基づいて、私の個別避難計画を作成すること
- ・ 私の避難支援について、在住地域の町会・民生委員、市関係部局等に意見や情報を求めること
- ・ 私の個別避難計画に記載の内容について、町会・民生委員と共有すること
- ・ 避難行動要支援者名簿に記載された個人情報、岩見沢地区消防事務組合、岩見沢警察署、岩見沢市社会福祉協議会、住んでいる地域の町会・民生委員、その他避難支援を行う者・団体に提供すること

年 月 日

住所

氏名

※代理者が記載した場合は、その氏名と関係を記入してください。

代理人氏名

(同意者との関係：)

※同意された方は、裏面も記載してください。

個別避難計画に係る調査票

記入のしかたについては、同封の記載例をご覧ください。

(あなたのことについて)

フリガナ		性別	年齢	生年月日
氏名			歳	
住所			(固定電話)	
			(携帯電話)	
町会について	<input type="checkbox"/> 加入している(町会・自治会名：) <input type="checkbox"/> 加入していない <input type="checkbox"/> わからない			
区分	・高齢者 【 <input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> 緊急通報サービスを利用 】 ・要介護認定 【 <input type="checkbox"/> 要支援1・2 <input type="checkbox"/> 要介護1・2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 】 ・障がい認定 【 <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 (種別： 種 級) <input type="checkbox"/> 療育 判定 】			
避難について	<input type="checkbox"/> 自力で避難できる <input type="checkbox"/> 自力で避難できない <small>※ここに✓を付けた方は、必ず太枠内を回答してください</small>			
身体について	<input type="checkbox"/> 50m以上歩けない <input type="checkbox"/> 階段の昇り降りができない <input type="checkbox"/> 耳が悪く、音が聞こえにくい <input type="checkbox"/> 視力が弱く、物が見えにくい <input type="checkbox"/> ものごとの判断がむずかしい <input type="checkbox"/> その他 ()			
支援してくれる人	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 家族(続柄：) <input type="checkbox"/> 友人・知人 <input type="checkbox"/> その他 ()			
希望する支援内容	<input type="checkbox"/> 避難が必要なときを教えてください <input type="checkbox"/> 避難所まで連れて行ってほしい <input type="checkbox"/> 現在は避難支援の必要はないが、地域に私の情報を提供してほしい			
避難情報入手手段	<input type="checkbox"/> 緊急告知FMラジオを持っている <input type="checkbox"/> 携帯電話を持っている <input type="checkbox"/> 避難情報を受けとる手段がない			

(住まいについて)

階層	<input type="checkbox"/> 戸建て【 <input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> 3階以上】	浸水の可能性	
	<input type="checkbox"/> 集合住宅【 階建の 階に居住】 <input type="checkbox"/> その他	土砂災害の可能性	
建築年	<input type="checkbox"/> 昭和55年以前 <input type="checkbox"/> 昭和56年以降 <input type="checkbox"/> わからない		

(家族や親戚について)

	氏名(続柄) 電話番号	災害がおきたとき	
		連絡をくれる	避難先に連れて行ってくれる
同居している方	() (電話番号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	() (電話番号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	() (電話番号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
同居していない家族	() (電話番号) 在住	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	() (電話番号) 在住	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	() (電話番号) 在住	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(避難の方法について)

優先順位	避難行動・避難する場所	手段	移動時間
	自宅(2階以上)にとどまる		
	近くの安全な場所で車中避難		
	指定避難所	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> その他()	分
	家族や親戚の家	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> その他()	分
	知人や友人の家	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> その他()	分

避難行動要支援者の確認票

(対象者の情報について)				町会区域	
フリガナ		性別	年齢	生年月日	
氏名			歳		
住所					
区分	高齢者	要介護認定	障がい認定	その他	
避難情報入手手段	<input type="checkbox"/> 緊急告知FMラジオ <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 情報を受け取る手段がない				
希望する支援内容	<input type="checkbox"/> 避難が必要なときを教えてほしい <input type="checkbox"/> 避難所まで連れて行ってほしい				

町会長記載欄

<input type="checkbox"/> 避難支援が必要	<input type="checkbox"/> 家族や知人が近くにおらず、避難所等に自力で避難することが困難
	<input type="checkbox"/> その他 ()
町会の支援	<input type="checkbox"/> 避難所まで連れていく <input type="checkbox"/> 安否確認を行う
	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 避難支援は不要	<input type="checkbox"/> 避難所等に自力で避難することが可能なため
	<input type="checkbox"/> 支援してくれる家族が近くにいるため
	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 状況を把握していないため、判断できない	
【町会長氏名】	
記入日：	年 月 日 _____

避難行動要支援者の確認票

(対象者の情報について)				民生委員	
フリガナ		性別	年齢	生年月日	
氏名			歳		
住所					
区分	高齢者	要介護認定	障がい認定	そのほか	
避難情報 入手手段	<input type="checkbox"/> 緊急告知FMラジオ <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 情報を受け取る手段がない				
希望する 支援内容	<input type="checkbox"/> 避難が必要なときを教えてほしい <input type="checkbox"/> 避難所まで連れて行ってほしい				

民生委員記載欄

<input type="checkbox"/> 避難支援が必要	<input type="checkbox"/> 家族や知人が近くにおらず、避難所等に自力で避難することが困難 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 避難支援は不要	<input type="checkbox"/> 避難所等に自力で避難することが可能なため <input type="checkbox"/> 支援してくれる家族が近くにいるため <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 状況を把握していないため、判断できない	
【民生委員氏名】	
記入日：	年 月 日 _____

個別避難計画

これは、災害がおきたときに、自分が被害にあう可能性や避難の方法について、確認するための計画です。定期的に確認してください。

避難の方法について

優先順位	避難行動・避難する場所	手段	移動時間
1			分
2			分
3			分
4			分
5			分

あなたへの避難支援について

記載していただいた調査票をもとに、次のとおり設定します。

避難支援の優先度	
避難支援を行うもの（団体）	
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・

※災害時には、地域の方や関係機関も被災することが考えられます。そのため、避難の支援が遅れたり、困難となる場合もあり、必ず支援を受けられるとは限りませんので、自分の命を自分で守るための避難行動や備蓄の確認など自助に取り組みましょう。

あなたのことについて

フリガナ		性別	年齢	生年月日	
氏名			歳		
住所				(固定電話)	
				(携帯電話)	
区分	高齢者	要介護認定	障がい認定	その他	
避難について	<input type="checkbox"/> 自力で避難できる		<input type="checkbox"/> 自力で避難できない		
身体と生活	<input type="checkbox"/> 50m以上歩けない		<input type="checkbox"/> 階段の昇り降りができない		
	<input type="checkbox"/> 耳が悪く、音が聞こえにくい		<input type="checkbox"/> 視力が弱く、物が見えにくい		
	<input type="checkbox"/> ものごとの判断がむずかしい		<input type="checkbox"/> その他（ ）		
支援者	支援してくれる人が				
	氏名（続柄）			災害がおきたとき	
	連絡先			連絡をくれる	避難先に連れて行ってくれる
同居している方	()			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(連絡先)				
	()			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(連絡先)				
同居していない家族など	()			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(連絡先)				
	()			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(連絡先)				
	()			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(連絡先)				
	()			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(連絡先)				
住まいについて					
住宅	()			浸水の可能性	
町会				土砂災害の可能性	
避難情報の入手手段					
<input type="checkbox"/> 緊急告知FMラジオ <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 情報入手手段がない(緊急告知FMラジオ貸与対象)					

〈様式7〉

同意者名簿等受領書

岩見沢市長 様

私は、岩見沢市避難行動要支援者の避難支援全体計画における、当団体に関する「避難行動要支援者名簿（同意者名簿）」及び「個別避難計画」を受領いたしました。

年 月 日

団体名

代表者氏名

代表者住所
